

藩鑑

池田

三十八



庫	文	閣	内
五九函	二八〇冊	三四六八二號	和書

内閣文庫		
番號	和	34682
冊數	278 ( 39 )	
函號	159	1

385

藩鑑卷之五十一目錄

い部四

松平新太郎源光政

藩鑑卷之五十一

松平新太郎源光政

一 由井正雪軍学の覚えあり一時君臣抱ふ  
 是度思百態津不海一語相談是ありふりき  
 不海彼方へ能越對面いづ一試行りく  
 中へ一とく正雪宛へ往向いひしハ正雪も  
 不海をいふとく承り及いひかたあり一問一



徳一軍学の事とも詰る其と少く是下  
我等主人弁はらうきやと申得んなる  
ほと新古師持直事ハは明君の事少く  
外なき存は福んいんらるまらうく  
小津熊澤答ふ是下の事少く  
賜ふきり中少く正雪ふ右にかりの福  
ては中ハ氣を不海んくとりを  
中ハハ直を用いなきくハ彼し反逆の氣

直度外事家の物をふまへき者少く  
君少名まあるハ作らる正雪も  
福をさきくハ人よ逢く某胸中を  
んふとく後悔はハ

誓徳編

一 由井正雪君を甚名となり逆謀は隠くも  
一 苗少子高を殺しハりたふ天下  
手入りも心許なきと云たらハ家  
は用途の挑焼屋少く蝶の直紋の挑焼あ

たるものある也。桃院公らより御座敷へ尋ふ  
来りてゆか。役人より尋ふも海加へ伺ひて  
朝直膳をよむとていへり。直著をよふとて直  
来りて袴をよむ例の者有合たらむと直連な  
さ。此直玄関へ直出なされ馬こへ呼せむと直用  
番の直光中へ直出なされ直達なされ友辰作  
とて直對面のうへ右の一件直出なされありし  
尤直穿鑿の事裁りしに成りし。同ふ

一 明暦二年丙申九月十七日御奉礼小初  
十番の流瑞馬を命せむる其とらいつある  
ものの中出へけ人固幅ふてハ流瑞馬ハ直  
節のする事りきま士の新他小あらずおと中  
ふらせしをききし。巨及も直番直物迄おと  
ふ人百く直物語の後と永直於右直の東直流  
瑞馬式の所をよむ。わらる。鎌倉將軍の時  
八幡宮の流瑞馬の儀式其姓名を言りし

も七堂の旗は熊谷小四郎的持の後のう  
小及く止りまよと右の風流もやう勤少事  
を厭ふ事なりぬ 吉原烈公遺事

一 江戸小をいづくは籠中何某は同伴少く清胎  
石ふふと小舟は汁小某の虫は梳中少あり某を  
取くは見付らまると其後某はたふまは某  
本一作某と小今朝の汁は終ります二の汁小  
ては某度これありやう小と清い意あるは胎後後

人を百せふと右の虫を清いんせなまこれ不念ある  
小思言外はなうらゑん少く改り少くハま  
なく諸役人限く吟味のと少く世通の事  
天命とも申すは料理人より随分向後  
吟味は言やう小と清い意をかりあるは彼は籠中  
顔笑を感感涙よ及まは少くつき君其海を  
清い事と私も近年終りの事少つき加や  
の事これゆ料理人は其勢禍をあひせ

お身やけも少くお米中の壯年の血氣も任  
せくは方唯今の法趣意を承りて後悔は作  
腹中より有り 有斐錄

一 酒井持石食の法趣なきは御請大者も  
猶物証文を望せし公も何れをなされと思  
は法趣を祈るに法趣は法趣にこそは  
然るも小極り小豆米粉清前(法趣家法自身  
法趣なきも少く小重君も入法趣も居後法使者

少くもいされ使者も解も少くも乳の毒  
よ思ひながら持系法口の中命法使者(法趣  
なきれもお待りやうよ作はされ替りて腹く  
真一通一法趣間襖障子を明けしと夫小  
法趣なきれは新古師及清し使者法趣意の腹  
法趣中へくもやうもこれなく近來更く何れも  
不中も少くも深切の法趣物然止かこゆる  
法趣少くも終るも命中すくも加ふ一つ

収く百とらまはせ自歸りてく冥中へ一とて  
殊の外は感悦の由指子なるも由使者も一服の  
首尾よく歸りぬ 松平編

一 松平陸奥守格由切少少く由家督の節由知  
所少は臧由中少思言すの由えある由公由同  
道少く由登城いも由作波さるも前も諸人一  
由達たも由由公作は陸奥守家ハ格別  
の由家督も由由遠傳由りま由小寛りる事

ありうく由後傳りも由はのき其日は外由  
是ありに託し由傳渡りも由聖旨相違あり由  
身も由りし由一由は由臧ありぬも由傳渡り由  
由又公由猶も陸奥守儀も由初少は由由  
家督お遠あり由傳りも由は再三傳りも其序由  
由之ありぬも由は由陸奥守格の由登城あり  
お遠あり由傳りも由同由後傳りも由由  
是ありらり我等も由者も由天窓も由曹由勅後



諸君もさうして好むに至るの氣遣ひもさうも  
 かくも仰るるに似たりやまゝは是も吾を去るもつれ  
 角公の口一言にこそお違ひなく仰せらるる事のみ  
 説ありまじく口家等の序倉中序は偏若の  
 口恩を忘るる事あり 有斐録

一 烈公は終身新を序と稱しまじりてありま  
 ずむ甲冑并雅樂改思清公は月くはく月  
 の守り口名を改めりてまじりてあり

ゆふまきたらハ親の名もくは度ゆまは武蔵  
 ちと改むては若者もくは武蔵守と改む  
 對しは遠き意然りまじりて然りては終ま  
 のちきと新太師の宜ひは遠き若ありて其後  
 大廣もくは諸侯方此の席も新太師及び  
 今の侍名あまも改むるも改らまじり  
 ちとありては烈公其若者ハなくは後治も大  
 和守和承も後治も小極度大掾もは侍まじり

さのそくもそくかさつらありと宣ひしは  
旅宿の古閑れも伎家少将とて持たせられ  
松平新太師泊と書せられ今以て古き  
宿との本陣小残りあり小き札あり 徳川編

一 酒井雅樂頭忠清朝臣大光の徳として天下  
小権威多くありとあるとき君は振きあり  
て小書院少く清りておしありとつたてふ  
朝臣の書次女なる事を作せられとの古為

小大不忠ならし責させ給へ朝臣何の詞も  
ならし小やありと朝臣の云く貴方少なり  
何しは建後ひくもや徳なり年久く小中  
よはせしん事古きなりハ内くかきし  
中より君古き事小中なりよきみ清り小  
き事もありし封地増し賜りありし  
かゝの事公をすし小くゆと徳もし  
一 殿中少く清り茶下され古き清り茶入のあそ

其の屋敷ふききりなる外の法方くハ皆厨子の  
ふみ屋室北のふききりなる外の  
法方沙院法氣の毒よ思言まじりくハ茶道小  
沙院なるふききりなる厨子腰よ指のふききり縁ハ  
踏ぬふのふたふらふらハ其の縁のふききり  
ふききりなるふききり 吉成親公遺事

一 万治元年二月廿日岡山法城内小法廟法造  
當あふせ後ひく之を法門尉指武藏守指法

夫婦指の法神を西の法丸まき法移徒ふ  
まは日雨ふまけまきふ法系徒を百一法年  
傘ふく法儀あまきり其後法季の法祭日  
法忌日の法祭ふく七日之日の法齋齋法祭ふ  
つふあまきり法祭の初日ハ法廟よ詣さ  
せ後ハ法身つふ法帯をまきせ後ひく沙院の  
ありを指ハせ後ふ毎月歌壇ふ法系詣まき  
て沙院をまきせ後ふす法等の法武ハ法



中をけりてまよりの事多しとて古小刀を下  
され今伊豆中村深谷といふ者の先祖とて  
彼并傾の古小刀を宝として是を捨て置  
古養所地の名を敦土山と称せらる 君則

一 公江戸小をいづく福照院持へ毎日一か二度  
つこの古定省なされ古胎の古お伴ハ二日小一  
か毎日もなされ福照院持養おら古人のけ  
なれとも公古順ひ古養なまらるとの事なるま

古胎ひのときハ床も古寢成ます古就き古産  
なされ毎月忌十三日少く前十二日の床もま  
定まらうと古上下も古法浄小をさる十日  
の朝も古のこころなるま 後苗典録

一 或とき福照院持へ公作らるるハ百使ふ者小  
ハ間小怒る氣も作りんせゆらうと古産ゆと時の  
無小古語りなきる其とき信濃版も古産ハ  
福照院持ゆらうハ信濃版の古氣もして

又世にてもあれも信濃飯は笑ありて其後  
なけりて公は怒りのは氣色ふされは目小  
撮らるるとならむ 同上

一 常小侍女君格ふつと喜ばひては孝當れ  
教ふる志すふいふ事あらずは平生は例よ  
は居あらず時法心を慰まは給ひは當座の  
おとけおを信ふは近習の女中まゝも笑ふ  
堪す保小嬰兒の母小戯を格ふらぬ一母又

福照院格勝とて禮儀正しくは座下或とき  
歌舞妓をは悦みありて宮ふ是婦人の元抱ふ  
あらず客の馳走ももて有なりと侍立あり  
て其後各授侍り餐庭の事あましく輕き  
人形つらひをはるおきるといふ 有斐録

一 公の法母堂格法好しくは庭小松を植させ  
植はきりて小植せりは氣小入不中及て植智  
作は後公は自身を以ては好の通は植

好まざる又或ときは母堂指授所持のやうに  
は時ん好いささか友一はらまはハ公早速幕  
少く直まは祿好まざるは目いささか其時信法  
書指直居好いささか清感好まらば交は母堂指  
信濃書指一も直不望好いささかハも直笑あさ  
好まざる少く好まざるすゆひけさるふを好まら  
舟の親を養ひなまら車かくさや只加すの  
車少くいと欲をうくさ車あふ其心得

あきしく不孝をまといけり又あるときは母堂  
指の清居直は烟草を刻まを給ひ一車もあ  
一ととて 君則

一 備前の伊豫書版切居之左邊のしりてと七  
葉のときかま奥うささく心安く父子の事  
か一側やもよせく裁まふ所とんたるを或  
ときいよりまを表一新お許及出まるとい跡よ  
つと之な備つちり一まつき父のうらりり付

て狂いかけりていきて表向の徳士のおつ先  
居るふゆしを割せしむしともし之は違つて入  
給すししと狂いかきと取付給いけしと  
ふり違ふ之は違つていきて咽の脈をきい  
つめ違ひけしと先角一云は出す顔美と視と  
きくあら氣をうしあひ違ふかともあらぬ跡  
自らの年々を女中おとせはくしとく取付けし  
をのまらり知る事ふあすいふよ子供ありと

とせと割すふとあつと取つく不徳のなる  
と秘り殺さんと腹立の外なるとあつと  
通しけしと大局所兼 大同小百をうする天樹院版  
と新書を及る方一財をう  
女やよの口口口口人新を  
及をも少将といしと女ら  
何事ごとく是をかりけしと我等りやうある大  
名の子へ痛き事を知らるやよ後く何の  
用も立中ぬか夫見を加しその事あり  
やういしと殺されたる後すく此をえと



つめどきなる痕のりりて者一かきの事あり  
天樹院殿にまはりて後いひの外立腹少く  
翌日用事ありりる右の事少く有りとて  
阿表小迫着の通り云々一と其身より  
終はるるを減ふたゞ一と戒めあり 校合雜記

一 烈公孝経の事一長久人の事を誨せしめども  
先長池田出羽池田伊賀小向ひと各ころを  
愛小用らるる一予小かぶる事あらは必

謙がより一又右小人の事をよく文容らるる  
と仰ありしと一左巻りく清いを月らるる  
の深切なるを感しきりきまに中川謙叔権  
と云ふ事と進舟出只今の事一云ふ家永久の  
兆なるを感しきりきまに中川謙叔権  
おりの事と且袍倉の跡ありとたましく怒らせ  
終る時二目ともんぶすりて人の情や  
かき事しては法事を中の人かきき公より

色を和柔小く誦る者を賞したまは言  
給ひふけくは屋あるへ〜と申けとて烈公也  
言ならし賞し終るり大方なふり謙叔退  
出のとき加勢八兵衛次郎解りたる事をも  
〜と申けとて謙叔人臣の穢自己の利を  
思ふる爲小あふす小家のため小各礼を忘  
れけるといふたるもあま

有斐錄  
志士傳談

一家中ふくは利たる者道理かふぬ事

をいひく風俗の害をする者は是を曲事  
小申す〜といふも人皆心得遠ひゆくは至  
易の批判は沙汰する事を尹らる法は致す  
やふ小免かりや言ひく〜と申〜は至の  
評判をいひく事り心得小なる事もある  
甚候が〜も若〜かふぬ事あり〜岡山は城  
内の下馬小目安をいひて〜もな  
なたる事〜あま〜書け〜其は第〜入をいひ

定日之御あり其書付を此方に出させ沙院が  
より御あり今小出此門を目安沙院といふ  
君則

一 ありては沙院の席小近よりハ修り大なる  
より御ありと思ふに宣へて泉氏等々忍  
びて御ありいやはやく此座の中へ御ありけ  
公此座より少く愛し一を語ひて御あり入せ  
終ふ小依く泉氏退出忍入へて翌日出仕せ

さうしては身か早速登城へけりて公則ち  
百しては此ありて容貌常小変らせ終りす  
此様嬉勇く及泉氏も前日の如く神も此  
小なりて思えく教へ侍座する事たの如し  
公其後再び其事宣へて水氏も又前日の  
事神もよらして御あり識者是を御あり  
小君長合辨とふ是なるを以位人道小通へ  
なる人ありてハ知るべき小ありといひ

吉徳烈公送事  
有斐孫

一 公直物造乃とき常小仲ありけりき福と下  
 りらとく諺ハ風詞あり下民の禍何とて自  
 ら家一初なきとる人の導の思き小悔とて  
 下の人々非義を犯し刑罰小かきとる事也  
 出朱る智と加し福とよかるといん詞を智  
 くと下かるといふと人々を戒る辞あり  
 されとよ古と云傳りてとて宣ひらる 哲徳編  
 一 あるとき松平新太郎及奥へ入経ふ折かか

あか河ふたりと獨といひ終ひて入せぬるを  
 侍女不審小おもひて問まひせし小みんを  
 終んとせし小側醫夜陰ハ冷物をいみとるを  
 割せしを一つかり竹の苦しうとて脱小終  
 んとせしといやく後初も下の詞を納きとるハ  
 諫を防ぐ道を後來の務なきとおもひて  
 きりぬあやもふ我志ふぬ事かといひら  
 と信ふとて 雜信條後書 吉波烈公遺事

一 道悦を古信用持せしむるにけり同入諸事手輕き  
中軍を中入と申す古物の名も古自身古腰付の  
弁當を持せしむるに申す其通り持せしめ  
りありしとき伊本長門古信不事りといふも  
結構あり弁當酒肴を教く持来し古信其の  
とき元と君と古腰付の弁當をよと古養  
もなりしむるに古食お添し長門の養を  
たりし右の弁當を古出し時をうつし

けし古信兼なき古使者をいさる長門古使  
をよく酒肴を出し振舞又古例の者を  
せしむる又如しし古使をかすす之はなり  
及ししあまると古信著思言る指子をいさる  
兼て古信をいさる其者兼及し古信ゆりて其  
言とす君以外の古信権損しし古信古信  
城持せしむるやと長門をいさる今日古事  
定むる事ありしに古信古信古信古信

あしく作さるる長門がしもさひすし得る  
氣ふあくなるを少くもあもゆとも是ハ跡  
し中とへくは先沙前の田舎あうら承りなむ  
此大名の腰付希高といはるも何事して武と  
中と君はさむは丸角武家とて平たを程  
き事を書しと身を行らるる至き事ありと  
信る長門中とるはそれいともあまき小田原に  
下もは長門の目の見え中とらるる沙並腰付

の希高とるは事ハいさうしつてもははすい  
中とまてく忽は顔と和さき是ハ我ハ得遠ハか  
ま一勝うけの者の中事をやと角とくあゆ  
右の通り致したるありと信はまけはと諫を容ま  
終ふ事すしとかくの如し

舊権編

一 公下野流又た流門を言し池田伊賀を以て楹  
下記不預を言し弓足権の内拾人流又た流門  
記言しと命せまきし小流又た流門承り新小

頼房とん少く拾人かまをき一人ありとも春ふ  
しと中へ下記の内をわく頼房きたるは違ふ  
下記小ありと多事明ふあり軍旅のりハ下記  
下小立き身小非すし中伊賀側小ありける横  
目の言ふた近慮小向ひく只今下野の言尤  
なまとも先作を奪へ後こそと云も敢ぬ小  
言ふいや下姓の河道強小ゆと云く永合を伊  
賀止事を得てして中伊賀小集りいしと中出

さる小公明教小く早く急しき経ひ強た  
遠ついふ云つる式と信ありはれとされと新  
中てゆと中公笑せ強ひく強炮は強二十人  
強けりとも命せきとけり又強小て有けん長  
強ふ一人を強ゆる中長強を引りきき小  
あふす吾不肖なるを強く命を奪らハ君を  
欺くありと中伊賀志の違とも強さりしハ  
公安右彼小く多程強炮をあつくし

長陰を志ありて終つて仰あつて伊賀出く又  
進めしうの言ふ例も我の小能ききしき  
事と知く君命なまんとく法(き)式(き)  
以不伊賀又斯くせし則ち銃炮を撃けしむ  
けと彼多本左近右衛門使敷なまんとくしき  
城の東小川を隔く小姓町といふ所の竹  
林小鴨多かりしを家来をまりく取せり  
公沙院ありて割禁の竹林小網を張事

や有と仰ありけしとく言ふ山と高車なま  
けり是をゆくとさかしく家来を死刑なま  
へ我を切腹まへ我場まへ付死す  
き士を小島小登之屋ふと殿の過ありし  
公伊賀一矢せ給ひくさくとも給ひし  
吉使烈公遺事

一 あり士古殿場ふと教生いづれを法見見  
付て達法中まへといつまの正ありしと法



のとき古ぬ札の近ふ志うくのふあつてかふし  
みえるのときつひつゝもく候はしきよの能く  
吟味しつて中ふも候はる其原例のふのふ  
候はるべき古ぬ札を少く候へあせ古ぬ札をせ成  
候べき相違目古ぬ札を人集り吟味しつて見せ  
を捕りて古札の外あるべき事とも古札のあ  
るふ暇のふも遠ひつらいつた者れもさな  
らんとふの者を吟味もれも元も誰れも知り

たふ有るは是能なく其原かといはせしむの  
大事小から半をそまつふいふふあゝ重  
ても能く吟味しつてかゝつて古地ありて  
候しつて候ま 君別

一 喜地古ぬ街の鉄炮物を好む暇目ふ必出く  
候ふ一日候中松崎遠一河獲物少く其候ふ  
古地郡今村の遠一隔りふ折ふ田面ふ  
屋多く居たりを凡そ僕ふ持をける鉄

炮を移さひけりし火繩のまきく有ると思  
ひまゝすまゝありの心せく目当ふれせり引  
きけりしあきす鴨二羽つあき打り  
是を思ひまゝ事なると大まかやうきは  
はあ場ふて銃炮をとし奴僕んも  
火繩をまきけりし後いりし事やうけ  
れくは僕をばあ場とし事をまゝす  
銃炮をとれまゝなりは打りしは口薬

も改め火繩もまきく例の如くしりし後  
せりしとふれ角はとせんすかーあの  
まきくまゝとくはあ銃炮もま僕も持  
せぬんとすまゝの者馳まゝり誰人  
もくかゝる不持ふれとせめけとありのま  
語り語り入り得る隔りゆくも速くしりし  
いりしは或敷をばあ場をのけとる  
免れ角も何分は法ふりし右の銃炮まゝ

後一是うふくけきといわふかあるも  
らぬ事か成るぬもふくけきといわふか荒くあり  
多人も是能なく家来の持つる銃炮をふん  
とけるにふくけき道へ打ちふくけきを切倒し  
ふの店に呼ひ死體を投げ山へ送り込  
ふ右の子細を中達ゆふ夜中ふくけき  
是をき取あり先名に居るふくけき中  
家光中へ中達ゆふ夜中ふくけき  
明日も延くかきとてふくけき城へ子細  
ふくけき知ふ是く急ふくけき難き事  
ふくけき明日の沙汰ふくけきとて光中を  
中達へなれゆふ目も何の沙汰も  
ふくけきふくけき家光中へ明日の  
いふ信にふくけき中へけきふくけき  
てふくけき考へてふくけきを打つる  
不情な事とれども銃炮を渡さずふくけきを

切ハ身ヲ例ニ近く百はひ一圓ニシテお通  
とてきり小思ひの目も小遠ひなるものと一括  
小遠ひもしくして各々も愛小不富是あま  
此交の形を指免しくもさるるのさやう小心得  
中もれしく志意小つき他のとハ中す入まやうも  
是あふ他に通成程おめく一銃炮ハ海さ丸  
ましくして是能く右の通はしものとな  
らざるさるる清免のこ中安入く作と中とれハ

いやくの出すせ我等並ししく中安んとの清言  
少く別答た書つ百出さししてそ方成さそく  
不情の事いしくは然一多見小銃炮とてま  
はく是能く切腹中身もさるる意しく方う目か  
秘あまのまさる後一方也、為場の定小省  
きり替もさる一やう一ゆる唯今もその通りお  
勤比やう小と信後ささるる法家中一為場の  
候向後堅くおちり中一くはたとい書る書つ

うぬきの道り是あるとも重てくはつ屋ま  
しき与急なお觸りやうふと古家光申し  
佐渡されりし別ちいつまも退出せんする  
とき善居つふさる右の雁くいつたふ  
と古家ありれ切腹留め是ふくも存し  
此る二羽とも新理作り給ふと申すは  
いふまゝも有る事と信ふく古家ひれ  
れりし  
龍徳編

蒲鑑卷之五十二目錄

い部五

松平新太郎源光政

